（認定の取消し）

**第五条**　経済産業大臣は、第三条の規定による認定について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

一　当該認定に係る計画、法人又は株式等が認定要件に該当しなくなったとき。

二　第二条の規定による申請又は前条の規定による届出に際して、虚偽の申請又は届出が行われたとき。

2　前項の規定により認定の取消しが行われた場合には、当該取消しに係る認定書の交付を受けた者は、当該認定書を直ちに経済産業大臣に返還しなければならない。

**別表**（第二条関係）

| | 一　資源開発投資法人の認定（規則第二十一条第一項の規定による経済産業大臣の認定をいう。） | 二　資源探鉱投資法人の認定（規則第二十一条第二項の規定による経済産業大臣の認定をいう。） | 三　特定株式等の認定（規則第二十一条第二項又は第十四項の規定による経済産業大臣の認定をいう。） |
|---|---|---|---|
| 申請者 | 当該法人（申請時において設立されていない場合にあっては、発起人の代表者） | 当該法人（申請時において設立されていない場合にあっては、発起人の代表者） | 当該株式等につき払込みをし、若しくは当該株式等を取得する非投資内国法人又は当該株式等に係る資源開発法人 |
| 申請書の様式 | 様式第一 | 様式第一 | 次の1及び2の区分に応じ、1及び2に掲げる様式<br>1　規則第二十一条第四項の規定による認定　様式第二<br>2　規則第二十一条の四十五第二項の規定による認定　様式第三 |
| 申請書の部数 | 二通 | 二通 | 二通 |
| 添付書類 | 1　当該法人の登記の謄本及び定款（申請時において設立されていない法人に係る場合にあっては、定款）<br>2　当該法人の出資者ごとの出資額を記載した書面<br>3　当該法人の事業の実績及び計画を記載した書面<br>4　当該法人が出資をし、又は長期の資金を貸し付ける相手先である資源開発事業法人（法第五十五条第二項第二号に規定する他の法人に対し、出資をし、又は長期の資金を貸し付けるものにあっては、当該他の法人）の事業の概要を記載した書面<br>5　当該法人が現に行っている事業が令第三十二条の二第二項各号に掲げる事業のいずれかに限られていることの説明を記載した書面 | 1　当該法人の登記の謄本及び定款（申請時において設立されていない法人に係る場合にあっては、定款）<br>2　当該法人の出資者ごとの出資額を記載した書面<br>3　当該法人の事業の実績及び計画を記載した書面<br>4　当該法人が出資をし、又は長期の資金を貸し付ける相手先である資源開発事業法人（法第五十五条第二項第二号に規定する他の法人に対し、出資をし、又は長期の資金を貸し付けるものにあっては、当該他の法人）の事業の概要を記載した書面<br>5　当該法人が現に行っている事業が令第三十二条の二第二項各号に掲げる事業のいずれかに限られていることの説明を記載した書面 | 1　当該株式等に係る資源開発法人の登記の謄本及び定款（申請時において設立されていない法人に係る場合にあっては、定款）<br>2　1に規定する資源開発法人の事業並びに資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画を記載した書面（申請時の前後三年については、特に詳細に記載すること。）<br>3　資源開発投資法人の株式等に係る場合にあっては、当該資源開発投資法人が出資をし、又は長期の資金を貸し付ける相手先（当該相手先が資源開発投資法人である場合にあっては、当該相手先が出資をし、又は長期の資金を貸し付ける相手先を含む。）の事業の概要を記載した書面<br>4　当該株式等に係る資金が資源の探鉱又は開発の事業に充てられること及び当該事業により採取される産物の全部又は一部が内国法人により引き取られることとなることの説明を記載した書面並びに当該株式等の発行目論書、契約書の写しその他の書類でこれらを明らかにするもの |
| 申請書の様式 | 様式第一 | 様式第一 | |
| 申請書の部数 | 二通 | 二通 | 一通 |
| 提出期限 | 当該法人の特定株式等の取得予定日（申請時において設立されていない法人に係る場合にあっては、当該法人の設立予定日）の三十日前の日 | 当該法人の特定株式等の取得予定日（申請時において設立されていない法人に係る場合にあっては、当該法人の設立予定日）の三十日前の日 | 当該株式等の払込み予定日又は取得予定日の三十日前の日 |
| 提出先 | 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課 | 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課 | 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課 |